

福祉制度をご存じですか？

～子どものしあわせのために～



■児童扶養手当

父母の離婚など何らかの理由で父又は母のいない子どもを育てている方や、父又は母に一定の障がいがあり、子どもを育てている方に支給される手当です。

上記の支給対象に該当する方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限等があります。

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給) ※所得に応じて
1人	41,430円	41,420円～9,780円
2人	5,000円を加算	
3人以上	1人につき3,000円を加算	

■特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障がいのある子どもを育てている方に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

障がいの状態	月額(1人について)
1級(重度)	50,400円
2級(中度)	33,570円

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、8月に現況届の提出が必要です。対象の方には、後日個別に通知します。

■ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭などの方に、病院にかかったときに支払った医療費の一部を支給します。

支給対象者は、ひとり親家庭等の18歳になる年度末までの児童とその母(父)又は養育者です。一部負担金から、次の自己負担額を控除した額が支給されます。

【支給対象者が市町村民税課税者の場合】

①医療機関等ごと 1人につき

通院 1,000円/月

②医療機関等ごと 1人につき

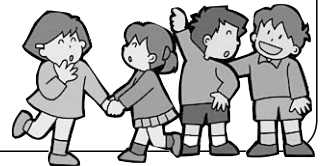
入院 1,200円/日

ただし、薬局分の医療費については、自己負担金は発生しません。

■母子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び寡婦の方の経済的自立や扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

申請には、それぞれ必要な書類があります。これらの福祉制度には所得制限があり、助成できない場合があります。



まちづくり整備課のお知らせ

国道4号東埼玉道路 松伏地区に関する 説明会を開催しました

6月18日(火)、20日(木)に、田園ホール・エローラ(中央公民館)で「道路設計及び用地調査に関する地元説明会」を開催しました。

この東埼玉道路は、八潮市(外環交差部)を起点に、春日部市(国道16号交差部)に至る延長17.6kmの幹線道路です。現在、起点から越谷レイクタウンを通過し吉川市まで、5.7kmの一般部(側道)が開通しています。

国土交通省において、東埼玉道路一般部の延伸区間を整備するため、町内区間を含め地質調査や道路設計などを進めてきました。今回、吉川市境から国道4号までの区間について、地権者と地元の皆さまに道路の設計を提示するとともに、今年度実施する予定の用地測量に関する具体的な説明会を行いました。

問合せ／まちづくり担当 ☎991-1803

